

## 医療介護連携共通シート

### 「医療介護 相談・連絡票」運用ルール

#### 【はじめに】

在宅療養者に対する医療・介護サービス提供においては、両者のスムーズな連携が不可欠です。特に介護側から医療側への相談や問い合わせなどは、介護スタッフが安心して介護サービスを提供する上で欠くことができません。しかしながら、相談・問い合わせ方法が一定でないために、介護側・医療側双方に、大変煩雑で負担が大きい現状があります。

そこで、相談・問い合わせの共通の様式を策定し、運用ルールを定めることで現状を改善し、ひいては在宅療養者が安心して在宅療養を続けられるように図るものです。

#### 【医療介護相談・連絡票の目的】

在宅療養者とその家族が、安心して、安全に在宅医療サービスや介護サービスを利用できるよう、医療・介護間の相談・問い合わせ・情報提供が効率的・効果的に行われることをめざす。

#### 【医療介護相談・連絡票の対象者】

南魚沼市において医療サービスや介護サービスを利用している在宅療養者

#### 【医療介護相談・連絡票の利用範囲】

南魚沼市内の下記事業所およびその従事者

- ・医療機関
- ・介護サービス事業所
- ・調剤薬局、訪問看護ステーション
- ・その他、関係機関

#### 【使途】

医療・介護サービス利用者に関する、相談・問い合わせ・情報提供

#### 【連絡手段】

- ・ファックス
- ・手渡し
- ・郵送

## 【医療介護相談・連絡票による連携の留意点】

- 1) 想定される「医療介護相談・連絡票」の使用場面  
かかりつけ医に相談したい・意見を聞きたい・報告したいが、直接の連絡が難しい場合、「医療介護相談・連絡票」を用いて医療機関の窓口へ提出し、取り次いでもらう。
- 2) 受診付き添いなどで直接かかりつけ医に相談や報告ができる場合には、この「医療介護相談・連絡票」は使用しない。
- 3) 書き方の留意点：あいさつ文は不要  
求めている回答が得られるように具体的に書く  
要点をまとめ、簡潔に書く  
  
<書き方の例>  
「居宅サービス計画に訪問看護を位置付けたいのですがよろしいでしょうか」  
「リハビリを勧めてよろしいでしょうか」  
「現在の居宅サービスを継続したいと思います。助言や禁忌があれば教えてください」
- 4) 記載は手書きでもパソコン入力でも問わない。
- 5) ファックスは誤送信に十分注意し、個人情報保護に努める。

## 【グラドルール】

- \*この「医療介護相談・連絡票」は、医療・介護サービス利用者に関する相談・問い合わせ・情報提供に用いるものであるため、文書料は発生しない。
- \*日頃から会議や研修の機会をとらえて、顔の見える関係づくりの形成に努める。
- \*開示が求められる場合を考慮し、文字として記録が残ることについて十分配慮する。文章表現ができない場合は、電話連絡を別途行うなど受信者が理解できるように努める。また、「医療介護相談・連絡票」の保管等取扱には細心の注意を払う。
- \*原則として、療養者本人・家族の同意を得て用いるものとする。

## 【医療介護相談・連絡票の見直し】

- ・本使用開始：令和3年4月1日（予定）
- ・第1回見直し：令和3年7月頃
- ・第2回目以降は、活用状況を見ながら基本的に6か月ごとに直しを行う。  
特段の問題がなければ、紙面会議での見直しも可とする。

令和2年12月 南魚沼市地域包括ケア連絡協議会共通シートワーキングチーム作成  
令和3年3月 一部改変